

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年3月28日 05時30分ごろ
発生場所	静岡県下田市 ^{えびす} 恵比須島南方沖 須崎恵比須島指向灯から真方位195° 150m付近 (概位 北緯34° 39.0′ 東経138° 57.9′)
事故の概要	漁船 ^{きゅうす} 久寿丸は、揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年3月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 久寿丸、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	SO3-19425（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1m、水温 約15℃ 日出時刻：05時37分ごろ 常用薄明開始時刻：05時12分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、船長が、船首を波に立てるように操船しながら刺し網の揚網作業中、揚収する網端の浮きを取ろうとして操船場所を離れた際、船首が振れて左舷側から波を受ける態勢となって右舷側に傾き、甲板上に置いていた約100kgの網（以下「本件網」という。）が右舷側に移動し、転覆した。 船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、刺し網の揚網作業中、左舷側から波高約1mの波を受ける態勢となったことから、船体が右舷側に傾いて本件網が移動し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。 本船は、船長が揚収する網端の浮きを取ろうとして操船場所を離れたことから、船首が振れて左舷側から波を受ける態勢となったものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、刺し網の揚網作業中、左舷側から波高約1mの波を受ける態勢となったため、船体が右舷側に傾いて本件網が移動し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚網作業中は、横波を受ける態勢とならないよう注意すること。 ・甲板上の積載物が移動しないよう適切に固定すること。

